

公益社団法人福島県栄養士会顕彰規程

(目的)

第1条 本会の正会員、職員、栄養改善事業功労者、賛助会員、及びその他に対する顕彰は、本規程による。

(表彰状授与基準)

第2条 正会員の表彰は、次の各号の一つに該当する者について行う。

- 一 正会員として通算20年以上在籍している者
- 二 理事として3期(6年)以上在籍し、その業務に励み他の模範となる者
- 三 各協議会および支部等の企画運営委員として5期(10年)以上在籍し、その業務に励み他の模範となる者
- 四 その他、特に表彰に値すると認められる者

2 職員の表彰は、次の各号の一つに該当する者について行う。

- 一 永年にわたり職務に精励し、その功績が顕著である者
- 二 その他、特に表彰に値すると認められる者

3 栄養改善事業功労者の表彰は、次の各号の一つに該当する者について行う。

- 一 地区組織、給食施設等の栄養改善事業にわたる業績で、その功績が特に顕著である個人または団体
- 二 その他、特に表彰に値すると認められる者

(感謝状贈呈基準)

第3条 賛助会員及びその他の者の顕彰は、次の各号の一つに該当する者について行う。

- 一 賛助会員として20年にわたり本会の事業を援助し、その功績が顕著な者
- 二 その他、本会の事業に特別な協力を成し、顕著な功績のあった者

(顕彰の方法)

第4条 表彰状授与及び感謝状の贈呈は会長がこれを行う。

- 2 表彰には、副賞を添えるものとする。

(顕彰の時期)

第5条 顕彰は、定時総会において行う。但し、特に必要がある場合には随時行うことができる。

(顕彰の手続)

第6条 第2条及び第3条の規定に該当する者がある時は所定の様式により、理事会を経て顕彰審査委員長に提出するものとする。

- 一 表彰内申書
- 二 顕彰調書

(顕彰審査委員会)

第7条 顕彰を公正かつ適正に行うため、顕彰審査委員会（以下「審査会」という）を置く。

- 2 審査会は、被顕彰者の選定について審議し、会長に答申する。
- 3 審査会は、副会長、常務理事で構成する。
- 4 審査会の委員長は、審査会の構成メンバーの互選による。
- 5 審査会の招集は、会長が行う。

(申請書の提出期限)

第8条 顕彰の関係書類の提出期限は、原則として毎年2月1日から2月末日とする。

(規定の変更)

第9条 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附則

- 1 本規程の施行にあたっては当分の間、旧社団法人福島県栄養士会の在籍年数及び役員歴を公益社団法人設立後の会員歴、役員歴と読みかえ施行するものとする。
- 2 この規程は、公益社団法人福島県栄養士会の設立登記の日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年7月31日から施行する。